


# 水質検査成績書

第 24-15640 号

依頼者 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号  
標津町長 山口 将 悟 様

2025年 03月 11日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道		
採水年月日	2025年03月11日	時間	9時07分		
天候	前日	晴	当日		
天候	晴	当日	晴		
施設名	標津地区簡易水道				
水源名称	標津地区簡易水道 (標津北部系)				
採水地点	標津町役場				
採水者	清水 誠 一	所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター		
気温	1.8 °C	水温	4.7 °C		
残留塩素	0.2 mg/L				
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値
01	一般細菌	0 1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-
03	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.2
04	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.3 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3
05	pH値	7.4	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-
06	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-
07	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-
08	色度	<1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1
09	濁度	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1
		以下余白			
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)				
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。				
検査期日	2025年 03月 11日 ~ 2025年 03月 14日				
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩				
2025年 03月 14日	水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター				


1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。  
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

## 水質検査成績書

第 24-15641 号

依頼者 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号  
標津町長 山口 将 悟 様

2025年 03月 11日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道		
採水年月日	2025年03月11日	時間	10時39分		
天候	前日	晴	当日		
天候	晴		晴		
施設名	標津地区簡易水道				
水源名称	標津地区簡易水道(古多糠系)				
採水地点	標津消防団第二分団詰所				
採水者	清水 誠 一	所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター		
気温	3.5 °C	水温	4.3 °C		
		残留塩素	0.3 mg/L		
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値
01	一般細菌	0 1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-
03	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(検イオン)	0.2
04	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3
05	pH値	7.5	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-
06	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-
07	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-
08	色度	<1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1
09	濁度	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1
		以下余白			
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)				
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。				
検査期日	2025年 03月 11日 ~ 2025年 03月 14日				
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴浩				
2025年 03月 14日	水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター				


- 成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
- 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

# 水質検査成績書

第 24-15642 号

依頼者 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号  
標津町長 山口 将 悟 様

2025年 03月 11日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道					
採水年月日	2025年03月11日	時間	10時07分	天候	前日	晴	当日	晴
施設名	川北地区簡易水道							
水源名称	川北地区簡易水道(川北系)							
採水地点	標津町川北生涯学習センター							
採水者	清水 誠 一	所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター					
気温	2.2 °C	水温	3.4 °C	残留塩素	0.5 mg/L			
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値			
01	一般細菌	0 1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-			
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-			
03	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.2			
04	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3			
05	pH値	7.5	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-			
06	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-			
07	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-			
08	色度	<1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1			
09	濁度	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1			
		以下余白						
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)							
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。							
検査期日	2025年 03月 11日 ~ 2025年 03月 14日							
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩							
2025年 03月 14日	水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター							



1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。  
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

# 水質検査成績書

第 24-15643 号

依頼者 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号  
標津町長 山口 将 悟 様

2025年 03月 11日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水		区分				簡易水道	
採水年月日	2025年03月11日	時間	9時44分	天候	前日	晴	当日	晴
施設名	川北地区簡易水道							
水源名称	川北地区簡易水道(茶志骨系)							
採水地点	茶志骨球場給水栓							
採水者	清水 誠 一		所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター				
気温	1.8 °C		水温	3.9 °C		残留塩素	0.4 mg/L	
No.	項目名	結果	値	水質基準	検査方法	定量下限値		
01	一般細菌	0	1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-		
02	大腸菌	不検出		検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-		
03	塩化物イオン	6.6	mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.2		
04	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3	mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3		
05	pH値	7.5		5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-		
06	味	異常なし		異常でないこと。	官能法	-		
07	臭気	異常なし		異常でないこと。	官能法	-		
08	色度	<1	度	5度以下であること。	透過光測定法	1		
09	濁度	<0.1	度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1		
		以下余白						
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)							
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。							
検査期日	2025年 03月 11日 ~ 2025年 03月 14日							
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩							
2025年 03月 14日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号		建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第516水第8号		札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号		
		一般財団法人		北海道薬剤師会公衆衛生検査センター				


1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。  
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

# 水質検査成績書

第 24-15644 号

依頼者 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号  
標津町長 山口 将 悟 様

2025年 03月 11日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種 別	浄水	区 分	簡易水道						
採水年月日	2025年03月11日	時間	11時06分	天 候	前日	晴	当日	晴	
施設名	薫別地区簡易水道								
水源名称	薫別地区簡易水道								
採水地点	標津消防団 第一分団詰所								
採水者	清水 誠 一	所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター						
気温	3.5 °C	水温	4.8 °C	残留塩素	0.5 mg/L				
No.	項目名	結果	値	水質基準	検査方法	定量下限値			
01	一般細菌	●	0 1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-			
02	大腸菌	●	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-			
03	塩化物イオン	●	4.3 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.2			
04	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	●	0.4 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3			
05	pH値	●	7.4	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-			
06	味	●	異常なし	異常でないこと。	官能法	-			
07	臭気	●	異常なし	異常でないこと。	官能法	-			
08	色度	●	<1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1			
09	濁度	●	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1			
			以下余白						
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)								
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。								
検査期日	2025年 03月 11日 ~ 2025年 03月 14日								
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩								
	2025年 03月 14日	水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター							

- 1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
- 2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。